

◎新潟県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 室谷津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町両郷字大屋敷乙1198番1 から同郡同町両郷字野田甲1841番2 番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日